

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成28年第3回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時01分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 新垣由雄議員、3番 大城 勝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。これから、議案の上程に入ります。

日程第3．議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。お手元に配布した議案第55号から第57号概要説明資料、それから議員の皆様には議案書8ページからの新旧対照表をご覧いただきながらご説明いたします。

まず、今回の改正につきましては、国の人事院、県の人事委員会、それぞれの勧告でございまして、勤勉手当の部分を現行の一般職にあつては年の支給割合0.2月を0.3月とし、それから管理職については4.2月を4.3月への増とする改正、再任用につきましては2.2月を2.25月の0.05月のアップということになります。そして、今回の条例改正は1条と2条の2条立てとなっておりまして、1条で平成28年4月1日の遡及とし、今回の12月期だけで0.1月分を上昇させる改正です。そして、給料表につきましても400円から1,500円という全体的割合で言いますと0.2パーセントの月額給与が上昇する改正でございます。そして、2条。新旧対照表では16ページでございます。そこで次年度の平成29年4月以降をそれぞれ0.5月ずつ上昇させる改正となっておりまして、これは施行日を平成29年4月1日とする施行期日ということで2条立ての改正となっております。以上が、議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第55号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第55号について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4．議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例でございます。先ほどの一般職のもので説明した議案第55号から第57号の説明資料、それから議案書3ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、特別職につきましては、期末手当の0.1月分の上昇でございます。月例報酬については、改正はございません。特別職につきましては、現在の3.15月から3.25月になる改正でございます。これも12月期で上昇させることとなりますが、特別職につきましては本則では次年度の平成29年4月1日の公布です。しかし、この附則で平成28年12月期の支給については0.1月上昇させるという附則での今年12月の支給という改正になります。以上が議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ちょっと教えてください。提案理由で県内市町村の状況を踏まえてとあります。もし、そういった資料があるのであれば、それも添付してもらったほうが理解がしやすい。他市町村がどういう状況にあるのか、皆さんはそれを踏まえて改正が必要だということだと思うのです。そうであれば、この資料も添付して提案してもらったほうが良かったですね。それはどうでしょう。今、その資料はありますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。議員がおっしゃることもよく分かりますが、実は、ほぼ同時期の臨時会が開催されます。私どもの人事担当、そういったように進むという状況を踏まえつつそれを提案しており、確定の資料がございませんで、そういったことになっていることをご理解いただきたいと思います。職員レベルの情報の交流と言いますか情報収集でわれわれも改正を上程するということです。そういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それはよく分かります。他市町村で議会に提案されている、そういうことを踏まえて南風原町も開催しているということであれば、その情報でもいいから資料として提出してもらったほうがより親切だったと思います。今後、検討してみてください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第56号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第56号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第56号特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第5．議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由

の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましても先ほどと同様に、概要説明資料、それから議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいながら説明いたします。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましても、議案第56号の特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部改正と同様でございます。月例報酬に改正はございません。期末手当のみ、年間3.15月から3.25月への上昇、それから本則では平成29年4月1日からの6月期、12月期でそれぞれ0.05月の上昇です。附則で平成28年12月期のみ0.1月上昇の割合で支給するという改正でございます。以上が議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第6．議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第4号）

日程第7．議案第59号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8．議案第60号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9．議案第61号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10．議案第62号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第4号）、日程第7．議案第59号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第8．議案第60号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9．議案第61号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第10．議案第62号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第4号）
平成28年度南風原町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,185万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,487万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第59号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成28年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,823万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き、議案第60号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
平成28年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,907万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き、議案第61号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
平成28年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定め

るところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,831万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第62号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 平成28年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,228万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等においては、それぞれ担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第4号)から議案第62号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、一括して概要を説明いたします。今回の補正は、議案第55号から57号までの条例改正に伴う補正予算の計上となっております。まず、議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第4号)の2ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」について説明します。歳入歳出それぞれ1,185万7,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は149億6,487万9,000円となります。この1,185万7,000円の内訳でございますが、1,057万4,000円が一般会計の給与の増です。それに128万3,000円は、各特別会計への繰出しで、合計1,185万7,000円となります。

続きまして6ページ、歳入について説明します。17款1項1目、財政調整基金繰入金1,185万7,000円の増は、第4号補正歳入歳出の調整により基金から取崩しを行うことによるものです。補正後の同基金残高は、15億5,188万2,000円となります。

続きまして、歳出について説明します。7ページの1款1項1目、議会費から24ページ10款6項2目、共同調理場運営費までの各款各目の2節から4節までの補正増額は、今回の給与条例改正等に伴うものでございます。

11ページの3款1項1目28節、繰出金50万9,000円、2目28節、繰出金4万9,000円、18ページの8款4項1目28節、繰出金72万5,000円は、それぞれ4つの特別会計に所属する職員分の給与条例改正に伴う繰出しであります。

続きまして25ページ。特別職の給与明細の説明をいたします。期末手当引き上げによる22万5,000円、共済費4万4,000円の増となっております。

続きまして26ページ。一般職の給与明細について説明します。給与が173万円、職員手当712万4,000円、共済費145万1,000円の増となっております。その下の表は、職員手当の内

訳となっています。

続きまして27ページは、給料及び職員手当の増減額の説明であります。

28ページは、給与及び職員手当の状況を説明しており、アの職員1人当たりの職種別給与の補正前後の比較で、一般行政職から現業職までの平均給料月額と平均給与月額、平均年齢の比較となっています。イの初任給は、国との比較であります。

29ページ。ウ．級別職員数を職種ごとにその構成割合を補正の前後で比較した表で、その下はそれぞれの職務内容を1級から7級までの級ごとに示しています。

30ページのエ．昇給については、補正の前後に変わりはありません。

31ページのオ．期末手当、勤勉手当は、その支給率を国と比較した表で、補正後も国と同支給率となっています。カ．定年退職及び勧奨退職に係る退職手当も国との支給率を示したものです。

32ページのキ．特殊勤務手当は、職種別給料総額に対する比率と支給対象職員の比率、それから代表的な特殊勤務手当の名称を示しています。ク．その他の手当は、扶養手当、住居手当及び通勤手当の国との比較であります。通勤手当については、バス等の運賃等相当額の支給限度額等に差が生じています。

続きまして、議案第59号南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。6ページの繰入金50万9,000円の増は、一般会計からの繰り入れであり、7ページの歳出に同額を計上しています。8ページ以降の給与明細等の補正の前後及び本町と国との比較であり、内容については一般会計で説明したとおりとなっており、以後の各特別会計での説明は省略いたします。

次に、議案第60号南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明します。6ページの繰入金32万6,000円の増は、一般会計からの繰り入れであり、7ページの歳出に同額を計上しています。

続きまして議案第61号南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明します。6ページの繰入金39万9,000円の増は、一般会計からの繰り入れであり、7ページ1款1項1目．一般管理費と8ページ2款1項1目．事業費の歳出額に同額を計上しています。

続きまして議案第62号南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。6ページの繰入金4万9,000円の増は、一般会計からの繰り入れで、7ページの歳出に同額を計上しています。

以上が議案第58号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第4号）から議案第62号南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第58号平成28年度南風原町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第59号平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第60号平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第61号平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第62号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第62号平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第11. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記
1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項。

専決処分については、11月15日に行っております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年10月23日（日）11時頃、大名公民館駐車場から公用車を後退にて県道240号線へ出る際に、右側後部が相手車両の左後部と接触し、当該車両を損傷させたものです。4. 損害賠償額 4万8,800円。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてご説明いたします。お手元に配布いたしました報告第9号の資料で説明します。先ほども副町長から概要がございましたが、平成28年10月23日の日曜日、地域の作業で使用するため1トントラックを貸し出しました。その作業の途中で大名公民館付近から県道へ出ようと後退しているところ、駐車していた車と接触に至ったということでございます。損害賠償につきましては、総務課が一括して加入している全国自治の保険での支払いとなります。車両の損傷で人的被害はなかったということでご報告いたします。よろしくお願

いいいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

日程第12. 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第12. 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記
1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

専決処分については、11月15日に行っております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年9月2日（金）14時20分頃、南風原町字喜屋武281番地翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車の方向転換をするためバックしたところ、誤って相手方駐車車両の右側前方かと給食配送車の右側後方かどが接触してしまい、当該車両を損傷させております。4. 損害賠償額 8万8,280円。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。9月2日14時20分頃、翔南幼稚園駐車場内において、給食配送車を給食室向けにバックで方向転換しようとした際に、運転手と誘導者が注意を怠り、駐車中の相手方車両と接触したことによるものです。事故には責任割合がありますが、駐車中の車両に接触していることから100パーセント当方の公用車に責任があるとの判断であり、修理費6万5,600円、代車費2万2,680円、合計8万8,280円の損害賠償額となります。また、この支払いについては、全額保険による支払いとなり、人的な被害はありませんでした。以上で概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がございましたら質疑を許します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1つだけ教えてください。事故発生を警察に報告するものとして教育委員会は報告をしています。総務部長のところは報告しない。その報告する条件とありますか、何かありますか。当然保険から下りることは分かっていますが、警察に証明をもらわなくてもそういう手続きが可能なのか。先ほど言いましたように、警察に報告する条件というのがあるのか。片一方はやって片一方はやらないということですから、何かそういう条件があるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 事故の場合については、すべて保険適用となることから、すべて与那原警察署へ報告をして手続きを取っております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 すべて警察から事故報告書をいただいて保険を請求する手続きとなっています。以上です。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 先ほどの答弁について修正をいたします。資料にありますとおり、警察へ届出がある場合とない場合がございます。ない場合においては、事故の程度が軽微でありお互い示談が成立している場合は、警察に届けずお互いの連絡先などを交換するなどをしてその内容の旨を保険会社へ請求して手続きを行っております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 分かりました。こういう事故の場合、保険会社へ請求をするとき、警察からの事故証明があつてはじめて請求ができるかと思います。そういうものがなくても皆さんが加入しているそこは町が申請すればできるということなのか。事故によっても違うかと思いますが、運転者の免許には点数があるのでしょうか。そういった引っ掛かりがあつて報告しないということもあり得るのか。いずれにしても、警察署に報告しなくてもできる条件というものを皆さん方は持っておられるのか。どこまでは報告しない、どういったときは報告する。そして、今言ったように全国町村会の保険手続き関係は大丈夫なのか、もう少し教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほど総務課長からあつたように、ケースバイケースで対応しているのが事実でございます。この地域の場合は地域の皆さんに貸出をしていますので、例えば公民館の広場で作業に参加していた字民の方と運転手も字の方で、接触してそれを報告して町村会の保険で対応するということで、確かに町村会の事故報告書で対応して、必ずしも警察の事故報告書が必要ということではないです。場合によっては、作業中の物損などといったケースもあつて、それも報告によって適用されるということでございます。議員ご質問の、このレベルは届けるとかそういったことではございません。たぶん駐車場内でも双方がこれは警察に届ける必要があるとか、もちろん公衆道路で通行中でありましたら道路交通法にもかかりますので警察への報告になると思います。明確な報告基準が引かれていないというのが事実でございます。

○議長 宮城清政君 他に。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 翔南小学校での事故についてちょっと教えてください。私も翔南小学校の給食配送車が出入りする所、それから南星中学の所を調査してみましたけれども、どうも翔南幼稚園は一般駐車場とくっ付いている所なのですよね。そこで給食配送車が容易に方向転換できる十分なスペースがあるかどうかちょっと疑問なのです。前進で入ってきて、そこはターンができませんでどうしてもバックするわけですから、そのとき確かにそこに一般車両の駐車禁止はふられているのですが、もう少しスペースが欲しいというのが私の感想ですがどうですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 答えします。翔南幼稚園の駐車場につきましては、このときは注意が足りずに接触してしまいましたが、普段なら転回する十分なスペースは確保され

ていると考えております。

○議長 宮城清政君 他に。1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 確認ですけれども、給食配送車でバックとなっていますが、普通は助手席に1人いますよね。その人が降りて誘導するというような措置はされていなかったのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 議員おっしゃるとおり、助手席に1人いまして、その職員は降りて誘導していましたが、その連携がうまくいかずに接触事故を起こしたということとなっています。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 誘導していながらも事故が起きるということは、この誘導する人が慣れていないのか。誘導していて事故を起こすということは、とんでもない話だと思っております、そのへんはもっと教育を徹底すべきではありませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 おっしゃるとおり、本来あってはいけない接触事故でありまして、今後も安全運転に努めるよう指導してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前10時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本

臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成28年第3回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前10時59分）